

(仮訳)

CEDAW/C/GC/29

配布：一般

2013年2月26日

原文：英語

事前未編集版

女子差別撤廃委員会

一般勧告第29号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第16条に関する一般勧告

婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響

I. 背景

1. 世界人権宣言に明記されている通り、家族は社会の基礎的な単位¹である。家族は社会的、法的構成体であり、様々な国において宗教的構成体となっている。また、経済的構成体でもある。家族に関する市場調査は、家族構成や家族内の性別による労働分離及び家族に関する法律が、労働市場の構造や労働関連の法律と同様に女性の経済的福利に影響を与えていることを明らかにしている。実際、女性は自分の家族の富や利益を平等に享受していないことが多く、家族が崩壊したときには、通常、女性の費用負担の方が大きくなる。また、寡婦になると、特に子がいる場合及びとりわけ国が提供する経済的セーフティネットが脆弱である又は存在しない場合は、貧窮状態に陥ることがある。

2. 家族内の不平等は、女性に対するあらゆる差別の根源であり、しばしば、イデオロギー、伝統及び文化の名の下に正当化される。締約国の報告を検討すると、多くの国で、夫婦の権利及び責任は、シビル・ロー若しくはコモン・ローの原則、宗教的若しくは慣習的な法や慣行、又は、それらの法律と慣習の組み合わせによって規定されていることが明らかとなり、(そうした権利及び責任は)女性を差別し、条約に規定される原則が遵守されていない。

3. そのような法的処置を有する締約国の多くは、第16条及び第2条の全部又は一部を留保している。女子差別撤廃委員会は、このような留保の程度について、条約の趣旨及び目的と両立しないもので効力を有しないとみなし、繰り返し懸念を表明してきた。委員会は、当該締約国に留保を

¹ 決議217A(III)、第16条3

撤回し、自国の法制度が、民事的、宗教的、慣習的、若しくは民族的なもの、又は、それらの組み合わせなどに関わらず、条約全般、特に第16条を遵守することを保障するよう常に働きかけてきた。

4. 結婚、離婚、別居及び死別が女性に与える経済的影響は、委員会にとって、強い懸念となってきた。いくつかの国で行われた調査によると、通常、男性が離婚及び／又は別居後に被る所得喪失は、ごくわずかではないにしても、比較的少ないが、多くの女性は家計所得が大幅に減少し、社会福祉がある場合は、それへの依存度が高くなっている。世界的に、母子家庭は貧困である場合がほとんどである。彼女らの地位は、市場経済及びその危機、女性の賃金労働力への参入拡大及び低賃金の仕事への集中、根強い国内及び国際的な所得不平等、離婚率及び事実婚の増加、社会保障制度の改革又は新たな制度の創設、そして何よりも、女性の貧困の慢性化などといった世界的な進展の影響を否応なしに受けている。女性は、家族の経済的福利に貢献しているにも関わらず、経済的な劣等感が、家族関係における全ての段階に、多くの場合扶養家族としての責任ゆえに、行き渡っている。

5. 家族内の経済的な取り決めが広範囲であるにも関わらず、女性は一般的に、開発途上国と先進国で共通して、家族関係が継続している間も、その関係が解消されてからも、男性よりも経済的に不遇な立場に置かれる経験を共有している。社会保障制度は、名目上は経済的状況を改善することを目的として設計されているものの、女性を差別している場合もある。

II. 一般勧告の目的と範囲

6. 条約の第16条は、婚姻の開始、婚姻中及び離婚や死別による婚姻の解消の際の女性に対する差別撤廃について規定している。1994年に、女子差別撤廃委員会は、第16条の多くの点に関して、また、第9条及び第15条との関係について詳述している一般勧告第21号を採択した。一般勧告第21号は、第16条1(h)が、婚姻及びその解消の経済的側面について具体的に言及していることを指摘している。本一般勧告は、一般勧告第21号、第27号といった関連する一般勧告及び委員会の法的判断において明示された原則に立脚したものである。条約第1条に規定される差別の定義を行使し、条約第2条及び一般勧告第28号に基づき要求される法的及び政策的措置を講じるよう、締約国に要請している。また、本一般勧告は、一部の締約国で登録パートナーシップ及び／又は事実婚に関する法律が採択されたこと、またそのような関係で生活するカップルが増加していることなど、一般勧告第21号の採択以降に起こった社会的及び法的な進展を反映したものである。

7. 女性の家族内での平等の権利は、以下に掲げる他の人権条約機関の関連する一般的意見が示すように、世界的に認識されている。男女の権利の平等に関する（特にパラグラフ23から27）人権委員会の一般的意見第28号、及び家族の保護、婚姻の権利、配偶者間の平等に関する一般的意

見第19号、すべての経済的、社会的及び文化的権利を享受する男女の権利の平等に関する（特にパラグラフ27）経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の一般的意見第16号、及び経済的、社会的及び文化的権利における非差別に関する一般的意見第20号。北京行動綱領²やミレニアム開発目標³等の重要な国際的政治文書も、家族内の平等を基本原則と言及している。

8. 委員会は、女性に対する差別撤廃は、締約国に、形式的な平等と同様に実質的平等を提供することを求めると一貫して結論付けてきた。形式的な平等は、表面上、男女を平等に扱う性に中立な法律と政策を採択することによって実現できることがある。実質的平等は、締約国が法律と政策の適用状況と影響を検討し、女性が被る不利益や排除を説明し、実際の平等を提供するよう保障したときのみ達成され得る。家族関係の経済的側面に関して、実質的平等のアプローチは、教育や雇用の差別、労働要件と家族のニーズの両立、及びジェンダーに関する固定観念や性別役割分担が女性の経済的能力に与える影響等の諸課題に取り組まなければならない。

9. 本一般勧告は、締約国にとって、家族関係における経済的利益とコスト、及びその関係の解消に伴う経済的影響が、男女間で平等に生じるよう、法律上及び事実上の平等主義体制を実現するための指針となるであろう。本勧告は、家族における経済的平等に関して、条約締約国の履行状況を評価する基準となるであろう。

III. 憲法及び法的枠組み

10. 多くの締約国の憲法又は法的枠組みにおいて、未だに、身分法（婚姻、離婚、夫婦財産の配分、相続、後見、養子縁組等その他関連事項）が差別を禁止する憲法規定の適用を免れていたたり、国内の民族的及び宗教的コミュニティに対する身分関連事項の適用が留保されていたりする。そのような場合、憲法の平等保護規定や差別禁止規定は、慣習や宗教法の下で結婚に係る差別的な影響から女性を保護しない。一部の締約国は、平等保護や差別禁止規定のある憲法を採択しているが、家族法体系の差別的な面を撤廃するための法律の改正や採択は行われていない。それらが、民法、宗教法、民族的慣習、あるいは法律と慣習の組み合わせによって規制されているかどうかに関わらずである。これらの憲法及び法的枠組みはすべて、条約の第5条、第15条及び第16条とともに第2条に違反して、差別的である。

11. 締約国は、自国の憲法において男女の平等を保障し、家族関係に関する差別的な法律や慣習を守り、存続させるいかなる憲法の例外規定も撤廃すべきである。

² 第4回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4日-15日（国連出版物、販売番号No. E. 96. IV. 13.）第I章、決議1、付属文書II、パラグラフ61（重大問題領域：女性と貧困）

³ 決議 55/2、および国連ミレニアム・プロジェクト目標 3 <http://www.unmillenniumproject.org/goals/index.htm> を参照。

複合的な家族法体系

12. 一部の締約国では、異なる身分法が、個人に対し、民族や宗教といったアイデンティティに関わる要素に基づき適用される複合的な法体系を有していることがある。それらの締約国の一部は、全部ではないが、特定の状況において適用され得るか、当事者の選択によって適用され得る民法の規定も有する。しかしながら、一部の締約国では、個人は、アイデンティティに基づく身分法の適用に関して選択の余地がないことがある。

13. 宗教的又は慣習的な信条及び慣行を個人が自由に選択できる度合いは様々であり、自国又は所属するコミュニティの法律及び慣習の中に残る女性差別に対し、異議申立てできる自由の度合いも様々である。

14. 委員会は、アイデンティティに基づく身分法や慣習が女性に対する差別を存続させていること、また、複合的な法体系を維持すること自体が女性に対し差別的であることについての懸念を、一貫して表明してきた。特定の法律及び慣習の適用や遵守に関し、個人の選択権がないことは、この差別を助長するものである。

15. 締約国は、条約や委員会の一般勧告に従って、宗教的若しくは民族的アイデンティティ又はコミュニティに関わらず、配偶者間又はパートナー間の平等を規定する成文化した家族法や身分法を採択すべきである。統一された家族法がない状態においては、身分法制度が、宗教法、民族的慣習又は民事法の適用について、関係のあらゆる段階で、個人が自由に選択できる規定を設けるべきである。属人法は、男女平等の基本原則を具体化すべきであり、婚姻及び家族関係に関するあらゆる事項において、女性に対するあらゆる差別を撤廃するため、条約の規定と完全に調和すべきである。

IV. 家族の諸形態

16. 一般勧告第21号は、パラグラフ13において、家族は様々な形態をとることを認め、あらゆる制度の下において、「法においても私的にも」、家族内の平等義務を強調する。

17. これに続く国連システムの他の機関のステートメントは、『「家族」の概念は幅広く理解される必要がある』⁴という上記の解釈を確認している。人権委員会は、その一般的意見第28号において、「家族の諸形態」⁵を認めている。事務総長は、国際家族年の実施状況の報告書(A/50/370、パラ

⁴ 一般的意見第4号(十分な住居を得る権利について)(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第11条1)。E/1992/23、付属文書 III、パラグラフ6参照。

⁵ CCPR/C/21/Rev.1/Add.10、パラグラフ27:「第23条の文脈で家族であると承認することに影響を及ぼすのであれば、未婚の夫婦とその子又はひとり親とその子を含む家族の諸形態の概念を受容すること及びこのような概念において女性の平等な取扱いを保障することが重要である」(一般的意見第19号、パラグラフ2を参照)。ひとり

グラフ14参照)の中で、「家族には、国家間及び国内において、様々な形態や役割がある」ことを認めている。

18. 締約国は、家族及び家族関係のあらゆる諸形態における性別やジェンダーに基づく差別的な局面に取り組む義務がある。締約国は、家父長支配的な伝統や態度に取り組み、個人として及びコミュニティにおける生活の「公的な」局面で受けている女性差別に関して、家族法や政策を同様の精査に付されなければならない。

19. 婚姻は、国家により認定されていることがある、様々な慣習や儀式及びしきたりを通して形成されることがある。民事婚は国家のみによって認定され、登録される。宗教婚は宗教法で定められたしきたりにのっとって行われる。慣習婚は、当事者のコミュニティの慣習で定められたしきたりにより行われる。

20. 締約国には、宗教婚や慣習婚について、婚姻を有効にするための登録を求めない国がある。未登録の婚姻は、婚姻契約書の作成、しきたりの証人証明書又はその他の手段により、状況に応じて適切に証明される。

21. 宗教法又は慣習法の下に、複婚を認めている締約国の一部は、単婚と定義されている民事婚も規定している。民事婚を規定していない場合は、複婚が行われているコミュニティの女性は、自身の願いに関わらず、現在複婚でなくても、少なくとも可能性においては、複婚関係に入れられる以外の選択肢がないことがある。委員会は、一般勧告第21号において、複婚は条約に反しており、「阻止及び禁止」されるべきであると結論付けている。

22. 法律により登録パートナーシップを規定し、当事者間の権利と責任が確立している締約国がある。登録パートナーシップに対して、様々な度合いの社会的及び税制上の利益を拡張している締約国がある。

23. 事実婚は登録されず、多くの場合、いかなる権利も発生させることはない。しかしながら、事実婚を認め、範囲及び程度が異なり得る平等な権利及び責任を確立している締約国がある。

24. 特定の形態の関係(例えば同性関係)は、大多数の締約国において、法的、社会的、文化的に認められていない。しかしながら、事実婚、登録パートナーシップ又は婚姻であれ認められている場合には、締約国は、そうした関係における女性の経済的権利の保護を保障すべきである。

親家庭は、多くの場合一人かそれ以上の子を養育している単身の女性であり、締約国は、同様の状況にある単身男性を基準にして単身女性の親としての役割を軽減するための支援策を説明すべきである。

未登録の慣習・宗教上の婚姻

25. 婚姻の登録は、死別又は離婚による婚姻の解消に係る財産上の問題に関する配偶者の権利を保護する。条約は締約国に婚姻登録の制度を確立し、完全に履行することを義務付けている。しかしながら、多くの締約国では、婚姻登録が法律上の要件となっていないか、登録が要件となっている場合であっても履行されておらず、このような場合、教育及びインフラの未整備により登録が困難である場合を含む登録を怠ることに對し、個人が有罪とされるべきではない。

26. 締約国は婚姻登録を法的要件として確立し、これを達成するための効果的な意識啓発活動を行うべきである。締約国は、当該要件について教育を通じて履行されるようにしなければならず、自国の管轄内のあらゆる人々が登録にアクセスできるようにインフラを整備しなければならない。締約国は、状況を正当化する登録以外の方法での婚姻の証明を確立すべきである。締約国は、登録の状態を問わず、このような婚姻下にある女性の権利を保護しなければならない。

複婚

27. 委員会は、一般勧告第21号のパラグラフ14に記された「複婚は女性の男性と同一の権利を侵害し、女性とその被扶養者に重大な感情的及び経済的影響を及ぼし得るものであり、かかる婚姻は阻止及び禁止されるべきである」との見解を再確認する。同一般勧告が採択されて以来、委員会は、多くの締約国において複婚が存続していることについて、一貫して懸念を表明してきた。委員会は、最終見解において、女性及びその子の人権及び経済的福利への複婚の深刻な影響を指摘し、一貫して廃止するよう求めてきた。

28. 締約国は、複婚を廃止するために必要なあらゆる法的及び政策的措置を講じるべきである。それにも関わらず、委員会の一般勧告第28号で指摘されているように、「複婚は多くの締約国で継続的に行われており、現在も多くの女性が複婚関係の中にいる」。したがって、現在複婚下にある女性に関し、締約国は、そうした女性の経済的権利の保護を保障するために必要な施策を講じるべきである。

登録パートナーシップ

29. 登録パートナーシップの規定を有する締約国は、かかるパートナーシップに関する立法措置により、経済的事項におけるパートナー間の平等の権利、責任及び取扱いを保障しなければならない。以下に掲げる勧告は、その法秩序において登録パートナーシップを認めている締約国において準用されるものとする。

事実婚

30. 女性は様々な理由で事実婚をする。パートナーの死亡又は関係解消など、一定の時点で事実婚を認める法的枠組みがある締約国がある。そのような法的枠組みがない場合は、両者が家計の

維持やその他資産形成に貢献した場合を含む同居関係が終了すると、女性は経済的リスクに晒されることがある。

31. 委員会は、一般勧告第21号において、事実婚にある女性に対する差別の撤廃が第16条1に規定される締約国の義務に含まれるとした。このような事実婚が存在する締約国にあっては、どちらのパートナーも他の人と婚姻又は登録パートナーシップをしていない関係でも、委員会は、締約国が事実婚にある女性及びその関係で生まれた子の状況を考慮し、彼らの経済的権利の保護を保障するために必要な施策を講じるよう勧告する。以下に掲げる勧告は、法律で事実婚を認めている国において準用されるものとする。

V. 家族形成の経済的側面

32. 締約国は、婚姻する個人に対し、婚姻及び離婚又は死亡による婚姻解消の可能性による経済的影響に関する情報を提供すべきである。登録パートナーシップがある締約国の場合は、その当事者にも同様の情報を提供すべきである。

婚姻の要件としての金銭の支払い及び昇進

33. 委員会は、一般勧告第21号の paragraph 16で、「金銭の支払いや昇進のために婚姻を取り決めることを認めている」国もあると指摘しているが、これは、配偶者を自由に選ぶ女性の権利の侵害である。「金銭の支払いや昇進」とは、新郎又は新郎の家族が金銭、物品又は家畜を新婦又は新婦の家族に提供する、あるいは、新婦又は新婦の家族が新郎又は新郎の家族に対し同様の支払いをする取引のことをいう。このような慣行が、婚姻が有効となるための何らかの要件であってはならず、締約国は、かかる合意を強制力のあるものとして認めるべきではない。

契約：婚姻前及び婚姻後の合意

34. 婚姻又はその他の認定された結婚の形態は書面契約のみにより成立する場合もある。婚姻前又は婚姻中に締結した財産に関する契約上の合意の選択を認める制度もある。締約国は、女性が、交渉力の深刻な不平等ゆえに、一般的な又は標準的な婚姻規定がある場合と比べて保護されないことのないように確認しなければならない。

35. 締約国において、婚姻の解消に続く夫婦財産及びその他の財産の分配に関する私的な契約としての取り決めを作成することができる場合、当該締約国は、かかる契約の作成に当たって、差別がないことの保障、公共秩序の尊重、交渉力が不平等であることの濫用防止及び権力の濫用からの各配偶者の保護に関する方策を講じるべきである。これらの保護方策には、書面による合意又はその他の特定の形式要件を求めたり、契約が悪用されたと判明した場合の遡及的無効又は金銭的若しくはその他の救済策の提供を含むこともある。

VI. 関係が継続する間の経済的側面

36. 多くの締約国が婚姻中の財産管理に関する差別的な制度を残している。男性が世帯主であると定め、その上、唯一の経済主体としての役割を与える法律を残していることがある。

37. 夫婦共有財産制度が標準とされ、名目上、夫婦の財産の半分が女性のものであるとされていても、女性が依然として財産を管理する権利を有していない場合がある。女性自身が個人として所有している財産を管理する権利を保有し、婚姻中、追加的にそれぞれ財産を蓄積・管理するという法制度が多い。しかしながら、女性の経済活動によって蓄積された財産が夫婦共有の財産とされ、女性がそれを管理する権利が認められていない場合がある。女性自らの賃金についても同様である。

38. 締約国は、配偶者双方に対して、夫婦の財産に平等にアクセスし、その管理について平等の法的能力を与えるべきである。締約国は、単独財産又は非夫婦財産を所有、取得、管理、運用及び享受する女性の権利が、男性のそれと平等であるように保障すべきである。

VII. 関係解消の際の経済的及び金銭的影響

離婚の理由及び金銭的影響

39. 法制度において、離婚の理由と離婚の金銭的影響とが直接的に関連付けられていることがある。有責主義離婚制度においては、過失がないことを金銭的権利の条件としている。この制度は夫が妻に対する金銭的債務を免れる目的で濫用されることがある。多くの国の法制度の下では、離婚で有責宣告を受けた妻に対して金銭的支援は行われぬ。有責主義離婚制度においては、妻と夫の過失の基準が、例えば、離婚理由として不貞の度合いが妻よりも夫の方が大きいことを証明することが求められるなど、異なっている。有責主義の経済的枠組みは、妻は通常金銭的に依存する側であるため、妻に不利なものとなっているものが多い。

40. 締約国は次のことを行うべきである。

- 夫が当該規定を濫用し、妻に対する金銭的債務を免れることがないように、離婚の理由と離婚の金銭的影響を関連付ける規定を改正すること。
- 妻が婚姻中に家族の経済的福利に貢献した部分に応じて補償するように、有責主義離婚関連の規定を改正すること。
- 例えば、離婚理由として不貞の度合いが妻よりも夫の方が大きいことを証明することが求められるような、妻と夫との異なった過失の基準を撤廃すること。

41. 法制度においては、妻又はその家族に対して、金銭の支払い若しくは昇進などで得た経済的利益等又は婚姻の形成要素となっていた他の支払いを、夫又はその家族に返還するよう求めているが、離婚する夫に対しては同等の経済的要件を課していないことがある。締約国は、このような、夫と妻に不平等に課されている、離婚成立要件としての支払い手続は廃止すべきである。

42. 締約国は、婚姻関係の解消に係る原則と手続とを、関係解消の経済的側面に関するものから分けるべきである。訴訟費用や弁護士費用を負担できない女性に対し、無料の法律扶助を提供し、離婚成立のために経済的権利をあきらめざるを得ない女性がなくなることを保障すべきである。

別居・離婚による婚姻の解消

43. 婚姻関係の解消の金銭的影響に関する大多数の法律、慣習及び慣行は、大まかに「財産分与」及び「離婚又は別居後の財産管理」の2つに分類することができる。財産分与や、関係解消後の財産管理の仕組みは、法律が中立的に見える場合であっても、夫に有利な場合が多い。その理由として、分割対象となる夫婦財産の分類の前提に性別による違いがあること、非金銭的寄与の認識が不十分であること、財産管理に関し女性に法的能力がないこと及び家族内の役割が性別によって異なることが挙げられる。また、家族の住居や家財の関係解消後の利用に関する法律、慣習及び慣行は、明らかに関係解消後の女性の経済的状况に影響を与える。

44. 女性は、財産を所有・管理する能力を認定されておらず、財産権を主張することが禁じられていることがある。または、財産制度が、婚姻中に蓄積された財産を当事者間の分割対象とすることを認めていないことがある。学歴や職歴の中断や育児負担が、女性が関係解消後に家族扶養のために十分な収入が得られる有給雇用の道に進むこと（機会費用）を妨げていることが多い。また、これらの社会的及び経済的要因は、特有財産制度の下にある女性が、婚姻中に個人の財産を増やすことも妨げている。

45. 婚姻中及び関係解消後の経済的利益及び不利益は、当事者双方に平等に生じることを基本原則とすべきである。同居生活している間に配偶者間で役割や機能を分担していたことが、当事者のどちらかに不利な経済的影響を与えることになってはならない。

46. 締約国は、離婚及び／又は別居の際に、婚姻中に蓄積された全財産の分割に関して、当事者間の平等を規定する義務を負う。締約国は、婚姻中に取得された財産の取得について、非金銭的寄与などの間接的な価値を認定すべきである。

47. 締約国は、財産を所有及び管理する、平等な形式的及び事実上の法的能力を規定しなければならない。婚姻解消の際の財産権に関する形式的及び実質的な平等を実現するために、締約国に対して、以下の規定を設けることを強く要請する。

- 生計に関連する財産使用权の承認又は、財産に関連する生計の代替となるものの提供のための補償
- 家族住居使用の代替としての適切な住居の提供
- 財産制度におけるカップル間の平等(夫婦共有財産、特有財産、それらの組み合わせ)、財産制度を選択する権利、各制度を選択した場合の影響についての理解
- 生命保険などのように婚姻中の貢献に由来している、繰り延べされた報酬、年金などの関係解消後の受取についての現在価値の算定を、分割対象の夫婦財産の一部として算入
- 家事、育児、経済的機会の損失、片方の配偶者による相手配偶者のキャリア開発及びその他経済活動並びに相手配偶者の人材開発に対する有形又は無形の貢献を含む、分割対象の夫婦財産に係る非金銭的寄与分の評価
- 金銭的な状況の平等を提供する手段として、関係解消後の配偶者からの支払いを考慮

48. 締約国は、家族内及び家族関係解消後の女性の経済的状況に関する調査と政策研究を行い、結果を広く公表するべきである。

死亡後の財産権

49. 多くの締約国は、法律や慣習によって、相続に関して寡婦の寡夫に対する平等を否定しており、その結果、配偶者の死亡後に、寡婦は経済的に脆弱な立場に置かれる。法制度が公式に、男性の親族から、又は死亡した配偶者の遺産から支援金が支払われるなど、別の方法によって寡婦の経済的安全を提供していることがある。しかしながら、実際には、かかる債務が履行されないことがある。

50. 個人の購入や譲渡が制限され、使用权の行使だけが可能である慣習的な土地保有形態においては、夫が死亡すると、妻又は妻たちは土地から離れるよう言い渡されるか、土地に残るために死亡した夫の兄弟と結婚するよう求められることがある。子がいるかいないかは、そのよう婚姻要件の中で重要な要素となり得る。一部の締約国では、寡婦は「財産没収」や「財産剥奪」の対象となり、死亡した夫の親族が慣習的権利を主張して、慣習により保有されない財産を含む婚姻中に蓄積した財産を、寡婦とその子から取り上げることがある。彼らは、寡婦を家族の住居から追い出して、家財一切の所有権を主張し、そして、慣習上彼らが担うことになっている寡婦及び子を援助する責任を無視する。一部の締約国では、寡婦は社会的に周縁に追いやられるか、又は、別のコミュニティに追放されることがある。

51. 社会保障給付(年金及び障害者給付)や拠出年金制度の給付に対する残された人の権利は、関係中にそのような制度にカップルが多額の掛金を納付する締約国において重要な役割を担う。締約国は、社会保障や年金制度からの配偶者及び生残者に対する給付について、男女平等を規定する義務がある。

52. 一部の締約国の法律や慣習は差別的な法律及び慣習を覆し、女性の相続割合を増やす遺言の利用を制限している。締約国は、遺言者、相続人及び受益者としての男女の平等な権利を規定する遺言書作成関連の法律を採択する義務がある。

53. 締約国は、条約の原則に従い、無遺言相続を認める法律を採択する義務がある。かかる法律には以下を保障しなければならない。

- 生残男女を平等に扱うこと
- 土地の使用権や所有権の慣習的相続は、死亡した配偶者の兄弟又はその他の者との強制的な婚姻(レビレート婚)を条件すること、又は、婚姻による未成年の子の有無を条件とすることができないこと
- 生残配偶者の相続人からの廃除が禁止されていること
- 「財産の取り上げや剥奪」が犯罪化されること及び違反者が適法に起訴されること

VIII. 留保

54. 委員会は、1998年の「条約に対する留保に関する声明」⁶において、留保の件数と性質について懸念を表明している。同声明には以下のことが明記されている。

委員会は、第2条及び第16条が条約の中核的規定であると考えている。これらの条項に対する留保を撤回した締約国もあるが、委員会はこれらの条項に対する留保の件数と程度について特に懸念を抱いている。(パラグラフ 6)

第16条に関しては、委員会は以下のように明記している。

伝統的、宗教的若しくは文化的慣行又は両立しない各国の国内の法律及び政策は条約違反を正当化できるものではない。委員会は、第16条に対する留保は、国家的、伝統的、宗教的又は文化的理由の申立てに関わらず、条約と両立せず、容認できるものではなく、及び、これらの留保は再検討、修正又は撤回されるべきであるという姿勢に変化はない。(パラグラフ 17)

55. 宗教法や宗教上の慣習に関連した留保について、委員会は、多くの締約国が、1998年以降に、少なくとも家族関係のいくつかの面において平等を提供するため、法律を改正したことを認識している。委員会は、締約国が「同じような宗教的背景や法律制度を有する国々が、国際的な法的拘束力のある文書が要求するコミットメントを国内法に取り入れることに成功した実績を考慮し、留保撤回を目的とすること」を引き続き勧告する。⁷

⁶ 女子差別撤廃委員会報告 A/53/38/Rev.1 (第2部)、(第19会期、1998年)。

⁷ 最終見解、アラブ首長国連邦、CEDAW/C/ARE/CO/1 (2010年)、パラグラフ45。